

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	中央発條株式会社	コード	5992
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/18
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	安田 加奈	社外取締役	○													○		有
2	鈴木 公子	社外取締役	○													○	新任	有
3	山本 秀樹	社外監査役	○													○		有
4	中村 元志	社外監査役								○		△					訂正・変 更	
5	伊東 新	社外監査役								○		○					新任	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		公認会計士・税理士としての専門的知見および企業経営に関する豊富な経験を有しており、当社の財務・税務に関し客観的かつ専門的な助言をいただいております。なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはない判断したため、独立役員として指定いたします。
2		名古屋証券取引所における自主規制業務および内部監査業務等の経験を通じ、資本市場およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有しており、独立した立場から当社の経営監督機能の強化に資する助言をいただくことが期待されます。なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として指定いたします。
3		公認会計士・税理士としての専門的知見および企業経営に関する豊富な経験を有しており、当社の財務・税務に関し客観的かつ専門的な観点から適切な監査および助言をいただいております。なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定いたします。
4	中村元志氏は愛知製鋼株式会社の代表取締役副社長であります。当社は同社と原材料に関する取引を行っております。	トヨタ自動車株式会社における豊富な業務経験に加え、愛知製鋼株式会社において経営者としての経験も有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。
5	伊東新氏はトヨタ自動車株式会社の管理職であります。同社は当社の大株主であり、また主要な取引先であります。	トヨタ自動車株式会社において、調達部門や生産管理部門に従事した経験に加え、同社の海外事業体における業務経験も有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。